

徳島市上下水道局インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「徳島市上下水道局インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、徳島市上下水道局の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび徳島市上下水道局における入札、契約などにかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに徳島市上下水道局の指示に従い、徳島市上下水道局に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、徳島市上下水道局に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第二項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。また、私は本ガイドラインの第1 公有財産売却の参加条件(1)～(8)に掲げる参加することができない者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と徳島市上下水道局に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、徳島市上下水道局の公有財産売却にかかわる本ガイドライン、「入札公告」の各条項を熟覧のうえ、徳島市上下水道局の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について徳島市上下水道局に対し一切異議、苦情などは申しません。

徳島市上下水道局インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項または第二項各号に該当すると認められる方

(参考：地方自治法施行令（抄）)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 徳島市暴力団等排除措置要綱第三条に規定する排除措置を受けている者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団、当該団体の構成員およびその構成員を役員、代理人、使用人または入札代理人として使用している者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第五条に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役職員または構成員

(5) 日本語を完全に理解できない方

- (6) K S I 官公庁オークションの I D を所持していない方（委任する場合は除く）
- (7) 徳島市上下水道局（以下「当局」という。）が定める本ガイドライン及び K S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって当局が執行する一般競争入札手続きの一部です。K S I 官公庁オークションに関連する規約、ガイドラインについては、本ガイドラインおよび地方自治法の規定の範囲内で、手続きにおいて参加者またはその代理人を拘束します。
- (2) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という）上の公有財産売却の詳細画面や当局において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公募などの閲覧などにより十分に精査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、売り払い物件の法令上の規制などの具体的な内容については、各自で関係機関に確認してください。
- (3) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を納付した後、参加申し込み（本申し込み）の手続きを行ってください。
- (4) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (5) 一般競争入札を行う物件については現状での引渡しとなるため、入札前に当局において、事前に購入希望の財産の現物を確認し、入札に参加してください。なお、当局において事前に購入希望の財産の現物を確認しない場合、当局がインターネット上に掲載している財産の写真などの閲覧により、財産の状態を確認したものとして対応します。
- (6) 落札の辞退および購入決定後の辞退は、落札者の辞退届の提出が必要になるとともに、以後 1 2 月の間、当局の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (7) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第百六十七条の四第二項第五号に該当するとみなし一定期間当局の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (8) 当局が、落札者へ落札物件を引渡す前に、落札者は落札物件を転売できません。
- (9) 当局は、入札者が公有財産売却の参加条件に該当するか否かについて、関係機関に照会を行う場合があります。

3 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）

を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびK S I 官公庁オークションIDに登録されているメールアドレスを当局にて開示されることや、これらの情報を徳島市上下水道局文書取扱規程に基づき、当局が5年間保管すること。

ウ 当局から公有財産売却の参加者に対し、K S I 官公庁オークションIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信すること。

エ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

オ 当局は収集した個人情報を地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても落札物件を引渡すことができない場合があります。

第2 用途の制限について

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはいけません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団、当該団体の構成員およびその構成員を役員、代理人、使用人または入札代理人として使用している者が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
- 2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第五条に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役職員または構成員が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途

第3 公有財産売却の参加申し込みについて

入札に参加するには、公有財産売却の参加申し込みが必要になります。公有財産売却の参加申し込みとは、(1)インターネットによる参加仮申し込み、(2)インターネットによる入札保証金の納付手続、(3)書類送付による公有財産売却一般競争入札参加申込み（本申し込み）を行います。

1 公有財産売却の参加申し込み手順

(1) インターネットによる参加仮申し込み方法

入札に参加するためには、K S I 官公庁オークションの売却システム上で物件ごとに参加仮申し込みの登録を行ってください。

売却システムの画面上で、参加者が個人の場合は住民票に記載されている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、法人名、代表者氏名）を公有財産売却の参加情報として登録し、代理人が公有財産売却の参加仮申し込みの登録を行う場合は、代理人（法人の場合も含む）の参加情報として登録してください。また、法人で公有財産売却の参加仮申込みを行う場合は法人名でK S I 官公庁オークションログインIDを取得する必要があります。

(2) インターネットによる入札保証金の納付について

ア 入札保証金

地方自治法施行令第百六十七条の七で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、当局が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低売却価格）の100分の10の額を定め、入札保証金の納付は売却区分ごとに必要です。

なお、入札保証金に利息は付しません。

イ 入札保証金の納付方法

参加申込者は、売払物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、引き落とし可能なクレジットカード情報の入力により納付してください。参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したK S I 官公庁オークションログインIDで公有財産売却の参加仮申し込みを行いますが、当該法人の代表者名義人のクレジットカードをご使用ください。

ウ 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、当局が定める契約締結期限までに落札者が契約を締結しない場合や当局が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、当局が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金は返還しません。

エ 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、その落札者にかかわる入札保証金については契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（以下「依頼書」という。）に基づき、地方自治法施行令第百六十七条の十六に定める契約保証金に全額充当します。

オ 入札保証金の返還

公有財産売却の参加申込者のうち、落札者以外が付した入札保証金の引落としは行いません。

参加申込者のクレジットカードの預金口座から入札保証金分を与信枠として抑えた後、落札者以外の入札保証金分は解除しますので落札者以外の納付した入札保証金は、引落としさ

れません。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の与信枠の解除は入札終了後となります。但し、クレジットカードの種類、引落としの時期の関係上、いったん実際に入札保証金の引落としを行い、翌日以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(3) 書類送付などによる公有財産売却一般競争入札参加申込（本申し込み）方法について

ア 当局のホームページより、「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という）」、「誓約書」をダウンロードして印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、徳島市上下水道局総務課情報管財係まで郵送または持参してください。メール・FAXでの提出は不可とします。

イ 参加申込者が個人の場合は、「住民票（抄本・発行後3カ月以内のもの）又は免許証の写し」が必要となり、参加申込者が法人の場合は、「商業登記簿謄本（写し可）」が必要となります。

ウ 参加申込者が代理人の場合は、「委任状」が必要となります。

エ 郵送の場合は、添付書類を同封して提出してください。（申込締切日の消印有効。ただし、消印が確認できない場合は無効。持参の場合は申込締切日の17時00分まで）

オ 複数の物件を申し込みされる場合は、各種提出書類が物件ごとにそれぞれ必要となります。

カ 各種様式のデータがパソコン等によりダウンロードできない場合やパソコン等を持っていない方は、郵送やFAXなどの別手段にて様式をお渡しします。

キ 申込等にかかる一切の費用は参加者の負担とし、提出された書類はいかなる場合にも返却しません。

(4) 提出書類について

- 1 公有財産売却一般競争入札参加申込書（当局ホームページに掲載）
- 2 誓約書（当局ホームページに掲載）
- 3 住民票（抄本・発行後3カ月以内のもの）または免許証の写し（参加申込者が個人の場合）
- 4 商業登記簿謄本（発行後3カ月以内のもの）（参加申込者が法人の場合のみ必要で写し可）
- 5 委任状（様式1）（参加申込者が代理人を選任した場合のみ必要）

＊物件ごとにそれぞれ書類が必要となります。

第4 入札および落札者の決定について

本章における入札とは、売却システムを利用して入札価格を登録することをいいます。

1 公有財産売却の入札

(1) 参加者の本登録について

入札参加者の参加仮申し込み、入札保証金の納付および公有財産売却一般競争入札参加申込（本申し込み）について当局が確認し、入札参加者（以下「入札者」という）の本登録を行います。

(2) 入札

入札は、入札期間中に本登録されたK S I 官公庁オークションのログインIDにて入札するこ

とが可能となります。入札は、一回のみ入力可能で、一度行った入札は取消しや変更はできません。

(3) 入力をなかったもの、中止とする取り扱い

当局は、地方自治法施行令第百六十七条の四第一項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

また、天災、その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときは、これを中止します。この中止における入札者の損害については、当局は責任を負いません。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、当局は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システムの入札上、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格の入札額を提示した者を「落札者」として決定します。ただし、最高価格が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のK S I 官公庁オークションログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（法人名）とみなします。

ア 落札者のK S I 官公庁オークションログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 当局から落札者への告知は、あらかじめK S I 官公庁オークションログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨を電子メールで告知します。

ウ 当該メールに表示されている整理番号は、当局に連絡する際や書類を提出する際などに必要となります。

エ 当局が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、当局が落札者への告知が確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、当局は責任を負いません。

(2) 落札者の決定取消

本ガイドライン第1 公有財産売却の参加条件の(1)から(8)に掲げる要件に該当する者が落札した場合は、落札者の決定が取り消されます。この場合は、納付された入札保証金は返還しません。

(3) 落札者の辞退

落札者が、落札決定後に辞退する場合は、当局が落札者に送信または郵送する辞退届を当局へ提出しなければなりません。この場合でも参加申し込みに提出した書類については返却しません。

また、納付された入札保証金も返還されず、以後12月の間、当局の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

第5 売却の決定

1 落札者への売却決定

当局は、落札後、落札者に対して売却が決定した通知を電子メールまたは電話で行い、「契約の

流れ」、「売買契約書」（売却決定金額10万円以下の物品については省略することがある。）

「依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）」および「保管依頼書」を電子メールまたは郵便で送付します。

落札者は、送付書類に必要事項を記入、押印のうえ、事前に送付した売買契約書に印鑑登録証明書と同じ印鑑を2通それぞれに押印（売買契約書が数枚にわたる場合は、割り印が必要）添付し、落札決定の通知を受けた日から当局が指定する提出期限内に送付書類を提出してください。

その後、当局は、落札者へ「売買契約書（当局押印済）」（売却決定金額10万円以下の物品については省略することがあります。）、「送付依頼書」、「納入通知書」、「委任状（様式2）」、「物件受領書」を郵送します。

複数の物件を落札された場合は、物件ごとに書類を送付しますので、物件ごとに提出してください。

(1) 送付書類

ア 「契約の流れ」	1 部
イ 売買契約書	2 部
注意：売却決定金額10万円以下の物品については省略することがあります。	
ウ 依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）	1 枚
エ 保管依頼書	1 枚
オ 納入通知書	1 枚

(2) 提出書類

ア 依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）	1 枚
イ 売買契約書（落札者押印済）	2 部
注意：売却決定金額10万円以下の物品については省略することがある。	
ウ 保管依頼書	1 枚
エ 印鑑登録証明書（原本）	1 通
オ 身分証明書（原本。本籍地で請求可能。発行されてから3か月以内のもの）	
又は商業登記簿謄本（原本。発行されてから3か月以内のもの）	1 通

(3) 提出書類確認後の送付書類

ア 売買契約書（当局押印済）	1 部
注意：売却決定金額10万円以下の物品については省略することがある。	
イ 送付依頼書	1 枚
注意 1 物品の場合で、郵送を希望される場合には送付	
2 車両の場合は、送付しない。	
ウ 委任状（様式2）（落札者及び代理人の押印が必要）	1 枚
注意：落札者が引取りに関して代理人を選任した場合のみ必要	
エ 物品受領書（引取りに来られる方の押印が必要）	1 枚
注意：物品を郵送の場合は、物品到着後、落札者押印後の物件受領書を返送すること。	

(4) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。決定金額は消費税および地方消費税相当額を含みます。また、売払物件が車両の場合は、決定金額にリサイクル料金も含みます。

(5) 売却の決定日

落札者が落札決定の通知を受けた日を売却決定日とします。

2 落札者への売却決定取消し

落札者が、納付期限までに代金を正当な理由なく納付しなかった場合、地方自治法施行令百六十七条の四第二項第五号に該当するとみなし、以後3年間、当局の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。この場合、公有財産売却の物件の所有権は落札者に移転しません。

また、納付した入札保証金は返還されません。

3 売却決定後の辞退

落札者が、売却決定後に辞退する場合は、当局が落札者に送信または郵送する辞退届を当局へ提出しなければなりません。この場合、参加申し込み提出した書類は返却しません。また納付された入札保証金は返還されず、以後12月の間、当局の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限

落札者は、当局との売買契約書に添付している「納入通知書」には納期限を明記しているため、納付期限までに一括納付してください。なお、落札決定日から14日以内に納付期限を定めているため、納付期限までに納付されなかった場合は契約を解除することがあります。

(3) 売払代金の残金の納付方法

残金納付期限までに当局の発行する納入通知書により納付してください。

ア 銀行振り込みの際の振込手数料は落札者の負担となります。

イ 当局が指定する金融機関については、指定納付場所を参照してください。

●指定納付場所

・阿波銀行、四国銀行、徳島大正銀行、徳島信用金庫、伊予銀行、百十四銀行、高知銀行、愛媛銀行、香川銀行、四国労働金庫

・徳島市農業協同組合

・四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

ただし、納期限後は納付できません。

5 売払代金の残金の納付確認

売払代金の残金の納付確認には、納付書で確認しています。金融機関によっては納付書の到着に

時間を要することがあるため、検収済みの納入通知書兼領収書を電子メールまたはFAXで当局へ送信して確認する場合があります。

第6 物件（車両など・物品）の権利移転および引渡し

物件の権利移転については、当局が指定する場所において、落札者または落札者から引渡しの代理を受けた者（以下「受任者」という）へ売買物件および名義変更に必要な書類を引渡して行います。権利移転時期は売払代金の残金納付を確認した時点です。

1 車両などの権利移転

当局は、落札後、落札者と契約締結を交わし、売却の決定後、当局が売払代金の残金の納付の確認をした後、落札者が名義変更または所有者変更の手続きを行います。

(1) 権利移転および名義変更の時期

売払代金の残金納付を確認した時点で権利移転となりますが、車両など引渡し後30日以内に名義変更の手続きを行ってください。

(2) 名義変更の手続きについて

ア 当局から車両を引渡し後、期限内に名義変更の手続きを行ってください。

イ 落札者または落札者から名義変更の委任を受けた者が名義変更の手続きを行ってください。

ウ 普通・小型自動車の場合は、ナンバープレートの有無に関わらず、落札者は「使用の本拠の位置」管轄する運輸支局で名義変更の手続きなどを行ってください。

エ 軽自動車・バイク・原動機付自転車ナンバープレートが有る場合は、落札者は管轄する自動車検査登録事務所および地方公共団体において、速やかに名義変更の手続きを行ってください。なお、ナンバープレートが無い場合は、名義変更の手続きを行う必要はありません。

オ 普通・小型自動車および軽自動車、バイクでナンバープレートが有る場合は、名義変更済の自動車検査証の写しおよび登録識別情報等納付書の写し並びに標識交付証明証の写しのいずれかを当局へ提出してください。

カ 名義変更の手続きの際に、自賠責保険が満期満了日前の場合は、自賠責保険の名義変更も行ってください。また、名義変更済の自賠責保険の写しを当局へ提出してください。

キ 複数の車両などを落札した場合は、落札した車両ごとに同書類を当局へ提出してください。

(3) 物件の権利移転などについての注意事項

ア 落札後、車両などについては、契約締結し、当局が落札者の売払代金の残金納付を確認した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる財産の危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など当局の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ 物品については、落札後、保管依頼書が当局に到着した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる財産の危険負担が移転します。したがって、契約締結後（売却決定金額10万円以下の物品については省略することがあります。）に発生した財産の破損、焼失な

ど当局の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

ウ 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

エ 公有財産が車両などの場合は、当局はその公有財産の引渡しを売払代金の納付時の現状有姿で行います。

オ 当局が部品取りとして売り払いする車両などは、名義変更の有する書類は引渡しを行いません。

カ 車両などの付属品・室内のゴミ撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

キ 契約締結後売買車両などに契約不適合箇所のあることを発見しても売買代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。

ク 落札者が、落札物件を引渡す前に、落札物件を転売した場合は、売買契約を解除することがあります。

ケ 落札者が車両を落札した場合は、所有権の名義変更時に自賠責保険の権利が残っている場合は、自賠責保険の名義変更を行ってください。

(4) 車両などの引渡し・権利移転・名義変更に伴う費用

車両などの移送費、自賠責保険の加入、仮ナンバーの取得などの移送の手続きに必要な費用や名義変更などの権利移転に伴う費用（に必要な費用）は、すべて落札者の負担となります。

(5) 車両などの引渡し

ア 当局が売買代金納付確認後、当局が指定する引渡し場所において、落札者または受任者へ、車両などを引渡します。

イ 日時および引渡し場所は、落札者または受任者と協議のうえ決定します。

ウ 落札者へ車両などを引渡す場合は、当局へ物件受領書（落札者押印済み）の提出ならびに落札者の本人確認書類の提示が必要です。また、受任者の場合は、当局へ物件受領書（落札者押印済み）の提出ならびに委任状（落札者押印済み）の提出が必要です。

エ 当局は、車両などの出品状況に応じて名義変更などに必要書類を落札者か受任者へ手渡しまたは郵送します。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当局が指定する期日までに引渡しが困難な場合は、落札者または受任者と引渡しにかかわる事項について協議するものとします。

引渡し書類など

● 小型・普通車の場合

自動車検査証（ナンバーが有る場合）

自動車損害賠償責任保険証明書（車検が残っていてナンバーが有る場合）

登録識別情報等納付書（一時抹消登録済みでナンバーが無い場合）

譲渡証明書

委任状

自動車リサイクル預託証明書

鍵など

● 軽自動車の場合

自動車検査証（ナンバーが有る場合）

自動車損害賠償責任保険証明書（車検が残っていてナンバーが有る場合）

自動車検査証返納証明書（一時抹消登録済みでナンバーが無い場合）

自動車検査証返納確認書（一時抹消登録済みでナンバーが無い場合）

自動車リサイクル預託証明書

鍵など

● バイクの場合

軽自動車税廃車申告受付書

鍵など

2 物品の権利移転について

(1) 物品の権利移転の発生について

当局は、保管依頼書が届いた時点および契約締結（売却決定金額10万円以下の物品については省略することがあります。）し売払決定金額の残金の納付を確認した時点で、物品の権利を落札者へ移転します。

(2) 物品の権利移転における注意事項

ア 当局に、保管依頼書が届いた時点で、危険負担は落札者に移転するため、物品の破損、紛失および焼失など当局の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ 契約締結後（売却決定金額10万円以下の物品については省略することがあります。）売買物品に契約不適合箇所のあることを発見しても売買代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。

(3) 物品の引渡しに伴う手続き並びに必要な費用について

物品の移送の手続き並びに必要な費用は、すべて落札者の負担となります。

(4) 物品の引渡しについて

ア 直接物品の引渡しを希望する場合は、当局が売買代金納付確認の後、当局が指定する引渡し場所において、落札者または引受者へ引渡しを行ないます。この際、引受者は、当局に物件受領書（落札者押印済み）および委任状（物件の引受けを委任した場合のみ必要）の提出ならびに身分証明書の写しが必要です。なお、運転免許証がない場合は、徳島市上下水道局総務課情報管財係までご連絡ください。

イ 送付による物品の引渡しを希望する場合は、送付依頼書の提出が必要です。送付した送付依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、当局に提出してください。送付中に事故などによって物品が破損、紛失などの被害を受けても当局は一切責任を負いません。また、極端に重いもの、大きなもの、壊れやすいものおよびその他送付による引渡しが適当でないと

当局が判断したものは、送付による引渡しができない場合があります。

3 契約の解除

当局が、落札者へ落札物件を引渡す前に、落札者が落札物件を転売した場合は、契約締結後および入金を確認された後でも、契約を解除することがあります。

第7 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

売却システムに不具合が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

(1) 公有財産売却の参加申込期間中

- ア 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合
- イ 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しなかった場合
- エ 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しなかった場合

(3) 入札期間終了後

- ア 一般競争入札形式において、入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 特定の公有財産売却の売却区分（売却財産の出品区分）の中止に伴い入札保証金を返還します。
- (2) 入札保証金を納付した場合は、返還まで相当程度時間を要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者などに以下の損害が発生した場合、当局は損害の程度に関わらず責任を負いません。

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札などに損害が発生した場合
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合
- (3) 入札などに使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合において、当局は代替手段を提供せず、それに起因して損害が発生した場合

- (4) 公有財産売却への参加に起因して、入札者が使用する機器およびネットワークなどの不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不具合により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに損害賠償が発生した場合
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信・受信データが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの損害が発生した場合
- (7) 公有財産売却の参加などが、自身のK S I 官公庁オークションのログインIDおよびパスワードを紛失もしくは、第三者に漏えいするなどして損害が発生した場合

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間中は除きます。

5 リンクの制限など

当局が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、当局物品一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、当局が公開している情報（文章、写真、図面など）について、当局に無断で転載・転用は一切できません。

6 インターネット公有財産売却における個人情報について

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して当局が行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は当局になります。